

はしがき

本書は、法学部で専門科目としての民法を学ぶ学生諸君を対象に編まれた5巻もののテキストの第2巻、「物権・担保物権」を講じるものである。

我々執筆者が本書の企画をはじめて耳にしたのが平成23（2011）年の暮れ、あしかけ8年に及ぶお付き合いになった。想定外の長丁場になったわけだが、これは民法（債権法）改正の影響が大きい。物権・担保物権の骨格部分の改正はなかったが、それでも関連規定で改正されたところもあり、また、民法総則では時効制度の改正など、無視できそうにない。

民法の改正は、平成21（2009）年から法制審議会の部会審議が始まっており、このタイミングで作り上げるテキストは、改正内容を記述に反映させなければならぬのは宿命である。平成27（2015）年2月の改正要綱の答申から、同年3月の第189回国会への法案提出、平成29（2017）年5月の可決成立までの経過を横目で見つつ、改正法の公布と相前後して脱稿した。

我々執筆者はそれぞれ勤務する大学で民法を教えている。「物権・担保物権」を教えるにあたって、往事の伝説の教師の如く物権変動論を1年かけて講じたといったことが許されるならばともかく、民法典の物権編をひととおりやるのが、明示的ないし黙示的に要求されている。しかし、研究者として、その領域全部を研究対象にしているわけではない。ピンポイントで研究対象を教えるときは、教室に立つと、語るべき内容が「天から降ってくる」ことがあるとしても、そうではない場合は、専門書をひもとき、ノートを作り、という作業が欠かせないが、その作業の中でとりわけ頼りになるのが信頼できる手引書である。本書の意図もそこにあり、本書の存在が教えるという仕事の効率化を図ることになればと願っている。

学生諸君にとっての、民法の学びはいかなるものか。最近の授業は、親切なレジュメと工夫された図表で構成されたスライドが使われることが多い。おそらく、これで分かったつもりになれると思うが、本当の理解とはほど遠いのではないか。「読んで理解する」というのが学びの王道である。本書がそのために役に立つ道具になればと願っている。

いろんな思いや願いを抱きつつ、本書を世に出す。我々の意図が少しでも実現すれば、執筆者一同望外の喜びである。

最後に、ことここに至るまで、本作りなど不慣れな執筆者をリードしながら、辛抱強くお付き合いいただいた法律文化社・舟木和久氏に厚く御礼申し上げます。

平成30（2018）年3月

執筆者一同を代表して

渡邊 博己